

第2回（仮称）新宿区産業振興基本条例に関する懇談会 議事要旨

【日 時】 平成21年12月21日（月） 午後2時～4時

【場 所】 B I Z新宿（区立産業会館）3階 研修室A

【出席者】 委員：植田、坂本、関、加藤、久保、志村、富田、藤田、星野、上田、小池、渡邊、酒井各委員
事務局：小沢産業振興課長、折戸都市計画課長、伊藤産業振興係長、白田主任主事、設楽主事、
稲垣産業創造プランナー、後藤産業創造プランナー

【傍聴者】 1名

【内 容】

1 開 会

2 委員の紹介

- ・前回欠席の坂本委員が自己紹介を行った。
- ・懇談会設置要綱第5条の規定に基づき、植田会長が関副会長に加え坂本委員を副会長に指名した。

3 小部会の設置について

- ・懇談会の議論を深めるため小部会を設置する。小部会は、懇談会で出し切れなかった意見を発言でき、特定のテーマについて考えを整理する場とする。
- ・小部会の会長には植田会長が就任する。
- ・小部会は必要に応じて開催するものとし、特定の懇談会委員が出席する。
- ・出席する特定の委員以外の懇談会委員も、考えを整理する場として、傍聴できるものとする。
- ・出席委員の判断により、小部会で議論された内容や、整理された意見・考えを懇談会において発言できるものとする。
- ・必要に応じて外部の専門家を招き、意見を聴くことができる。

以上、小部会の設置について了解を得た。

4 議 事

（1）第1回懇談会の確認について

- ・第1回懇談会の議事要旨・主な発言内容について、事務局より説明を行った。
- ・議事要旨についてはホームページに公開することの了解を得た。

（2）第1回懇談会での要望等について

- ・都市計画部都市計画課の参加について

前回の懇談会において、まちづくりを含めた産業振興の必要性や区のまちづくり部門の参加について多くの意見があったため、今回から都市計画部都市計画課長も事務局として参加することとなった旨を報告した。

- ・新宿区の産業振興施策推進体制について

新宿区全体の組織図及び産業振興推進体制について、事務局より説明を行った。

- ・新宿区の産業関連の主な事業について

「基本構想・総合計画」「新宿区産業振興プラン」の関係、基本構想・行政計画の体系に基づき区の施策・事業が行われていること、さらに産業や企業などに関連して、「産業振興」分野を中心に「危機管理・防災」「観光・国際」「就労支援」「男女共同参画」「保健・衛生」「環境」「土木・まちづくり」「消費生活」の分野から様々な事業を実施している旨、事務局より説明を行った。

- ・前回資料「新宿区の概要」について

前回の懇談会で意見があった新宿区の事業所数が減少している点やいくつかの区で事業所数が増加している点などについて、様々な統計資料等を調べて得た見解を事務局が述べた。

(3) 植田会長講演 「産業振興・中小企業振興及び産業振興条例の必要性について」

- ・中小企業振興基本条例とは何か
- ・中小企業振興基本条例の展開
- ・条例制定で何が変わるか

以上のテーマで、条例制定の意義や目的、制定後の具体的な施策について、他自治体の条例を参考に講演を行った。

(4) 懇談会アンケート結果

「新宿区の産業について感じる現状・課題等」について懇談会委員に向けて行ったアンケートの結果について、事務局より説明を行った。

(5) 意見交換（主な発言内容）

- ・条例ができることによって、何がどう変わるのか、どういう目標にしていくのかという意見をどんどん出して議論したほうがよい。
- ・「社員を犠牲にしない」「地域社会を犠牲にしない」「下請けや外注を犠牲にしない」という正しい中小企業が多数立地集積し、そのような企業が得するような条例であるべきだと思う。そういう会社が我が国にふさわしい中小企業で、そこに対して区を挙げて支援するような方向がよいのではないか。
- ・地域が活性化することとは人が多く集まることだと思う。人が多く集まる仕掛けをつくっていくことで、地域が活かし産業振興に結びつくのではないかと。
- ・区内の既存企業を守ることも大切だが、新たに種をまき伸びていく若者・新しい力の土壌をつくっていく若者たちを引き込むことも必要だと思う。
- ・条例をつくることによって、区が中小企業を支援していきたいという考えを企業と共通認識として持つことがプラスになると思う。区と中小企業とがお互い連携、やり取りできるような関係を強めるきっかけになればよい。
- ・企業が長く継続できる環境や、創業しやすい環境がつかれるような条例がよい。
- ・商店街の方向性を盛り込んだ条例を考えたい。
- ・「新宿区はこういう区である、だからこうしたい」とわかるような具体的な前文を入れたほうが、効果的な条例になると思う。
- ・産業が集積していなくても、まちの活性の源が経済活動にあるということが、この基本条例のいちばん大きな意味であると思う。
- ・産業構造が変わってきていて、発展的な時代の流れの中で今回の条例をつくるので、条例の名称（内容）には「中小企業」ではなく、「地域産業」や「新しい産業の軸のことば」で考えたい。
- ・条例の仮称を「中小企業振興」ではなく「産業振興」としていることに大きな意味がある。大企業でも地域に貢献しているところもあるので、「中小企業」に限らなくてもよい。
- ・商店街の抱える問題の多くは個店の問題とも考えられる。魅力的な商店街は魅力的な個店の連続した街並である。

5 第3回懇談会の日程について

日 時：2月2日（火）午前10時から

場 所：新宿区役所本庁舎 6階 第3委員会室

6 閉 会

【配付資料】

- 資料1 第1回懇談会 議事要旨
- 資料2 第1回懇談会 主な発言内容
- 資料3 新宿区組織図及び産業振興推進体制
- 資料4 新宿区基本構想・総合計画〔概要版〕
- 資料5 新宿区 産業関連の主な事業内容
- 資料6 中小企業振興基本条例等（大阪府八尾市、千葉県、北海道帯広市、北海道釧路市の条例等）
- 資料7 懇談会アンケート結果